





本件公開決定及び本件非公開決定では、本件公開請求で請求した公文書のうち、実施機関が作成・取得していない、若しくは廃棄した、あるいは無くしたとの理由により管理していない公文書の有無が明記されていないため、条例第 11 条第 3 項の規定に違反している。

#### **第 4 実施機関の弁明の要旨**

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

##### **1 本件非公開文書の意義・性格について**

本県では「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、総合評価落札方式による入札方式を試行している。総合評価落札方式とは、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うことにより、公共工事の品質を確保することを目的とするものである。

本件非公開文書は、入札参加者から提出された技術提案資料及び評価に関する資料である。入札参加者から提出された技術提案は、その者の有する技術力及び開発力を駆使して作られたものであり、当該参加者の知的財産的な権利が認められる。

##### **2 本件非公開文書の非公開情報該当性判断について**

###### **(1) 条例第 7 条第 2 号イ該当性について**

本件非公開文書は入札参加者から提出された技術提案及びその内容が類推される資料であり、その者の有する技術力及び開発力を駆使して作られたものであることから、技術提案資料及びその内容が類推される評価に関する資料を公開することによって、当該参加者の知的財産的な権利を侵害するため、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報に該当する。

###### **(2) 条例第 7 条第 5 号ロ該当性について**

技術提案の内容及び技術提案の評価に関する資料を公開することで、他者が模倣することが可能となり、入札参加者が今後個別の課題に対する提案を考えることで養われる技術力、課題解決力及び競争力が低下するおそれがある。このことにより、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を目指す総合評価方式の目的が達成できず、財産上の利益が損なわれることとなるため、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる情報に該当する。

##### **3 審査請求の理由に対する反論について**

###### **(1) 全部を非公開とする決定について**

条例第 8 条では、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、非公開情報に係る部分を除いた部分について公開しなければ

ならないと定めたものである。

審査請求人の請求の趣旨は、入札参加者が提出した技術提案の内容やその評価に関する資料の公開を求めるものであり、技術提案の内容及び技術提案に対する評価を非公開とした場合、一部表題等が記入された罫線しか残らず、請求の趣旨に沿う公開できる情報はない。よって、分離して公開しても請求の趣旨に沿う情報はなく、分離して公開する必要はない。

## (2) 公開請求に係る公文書の管理について

請求文書3は、技術者ヒアリングを実施していないことから、文書を作成しておらず、不存在である。また、請求文書7についても文書を作成しておらず、不存在である。

なお、条例第11条第3項は、公文書を一部公開又は非公開の処分を行う際にその理由を付記することを趣旨としたものである。審査請求人が請求した公文書については、趣旨に見合う対象公文書の特定ができており、その上で処分庁の通知文書には非公開該当条文及び非公開理由が記載されていることから、審査請求人の主張には理由がない。

## 第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、「一部表題等が記入された罫線しか残らず」と弁明しているが、「一部表題等」には、少なくとも「工事名」、入札公告等に記載された「求める施工計画のテーマ」や「加算点の付加基準」などの公表されている内容、公文書の「ページ番号」は含まれていると考える。

また、数字(例:1, 2, 3)、記号(例:◎○△×等)、採用・非採用及び優劣(例:優秀良可非)については、そのみを公開することとした場合に、他者が「技術提案の内容及び技術提案の評価」を模倣することが可能とはならず、加えて、入札参加者が今後個別の課題に対する提案を考えることで養われる技術力、課題解決力及び競争力が低下するおそれはないと考える。

実施機関は、これらの事項を非公開としている理由を説明されたい。

## 第6 審査会の判断

本件公開請求は、本件対象工事に係る請求文書1から請求文書7の公開を求めるものであり、実施機関は、第2の2のとおり本件対象公文書を特定し、本件公開決定及び本件非公開決定を行った。

審査請求人は、本件公開決定及び本件非公開決定では、本件公開請求で請求した公文書のうち、作成又は取得をしていない、廃棄した等の理由により実施機関が管理していない公文書の有無が明記されていないと主張し、また、本件非公開文書については、非公開情報に該当しない部分を分離して公開すべきと主張しているところ、実施機関は、本件公開決定及び本件非公開決定を妥当としていると解されるこ

とから、以下、本件対象公文書の特定の妥当性、本件非公開文書の非公開情報該当性及び部分公開の必要性について検討する。

## 1 本件対象公文書の特定の妥当性について

実施機関は、弁明書において、本件公開請求の趣旨に見合う対象公文書の特定ができていないと主張している。

そこで、実施機関に、本件対象公文書の特定に関して詳細な説明を求めたところ、請求文書1には公開文書1が、請求文書2及び請求文書6には公開文書2が、請求文書4、請求文書5及び請求文書7には本件非公開文書が該当し、請求文書3については、弁明書に記載のとおり、技術者ヒアリングを実施していないため、当該文書を作成しておらず不存在であるということであった。

また、弁明書において、請求文書7について文書を作成しておらず不存在であるとしているのは、請求文書7に該当する文書は本件非公開文書であるが、本件非公開文書は請求文書4及び請求文書5にも該当する文書であるから、請求文書7に単独で該当する文書はないという意味合いであるということであった。

本件公開請求の内容、実施機関が特定した公文書の内容等に鑑みれば、この実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はない。

よって、本件公開請求で請求のあった文書のうち、不存在であるものは、請求文書3の外にあるとは認められない。

したがって、実施機関が公開文書1、公開文書2及び本件非公開文書を本件対象公文書として特定し、請求文書3について不存在としたことは妥当である。

## 2 本件非公開文書の非公開情報該当性について

### (1) 条例第7条第2号イ及び第5号ロについて

条例第7条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除き非公開情報となることを定め、同号イにおいて、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を掲げている。

また、同条第5号は、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として定め、同号ロにおいて、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を掲げている。

### (2) 本件非公開文書について

大分県では、価格と品質が総合的に優れた調達を行うため、一定の公共工事の入札について、価格と合わせて入札参加者の技術提案を評価する総合評価落札方式による落札者の決定が行われている。

本件非公開文書は、実施機関がこの総合評価落札方式により本件対象工事の落

札者を決定するにあたって、入札参加者から提出された技術提案を評価するために作成された資料である。

当審査会において見分したところ、本件非公開文書は、本件対象工事である3件の工事別にまとめられ、それぞれ、①会議の名称、②様式番号、③本件非公開文書の名称及びページ番号、④対象工事名、⑤評価配点、⑥技術評価における課題、⑦入札参加者から提出された技術提案と発注者の評価を整理した表(以下「整理表」という。)、⑧整理表の名称、⑨審査案件の通し番号、⑩会議資料のページ番号で構成されている。

(3) 各記載内容の非公開情報該当性について

実施機関は、弁明書において、本件非公開文書は、入札参加者から提出された技術提案資料及び評価に関する資料であり、技術提案の内容は、入札参加者の技術力及び開発力を駆使して作られたものであることから、これを公開することにより当該参加者の財産的な権利を侵害するため、条例第7条第2号イに該当し、また、当該資料を公開することで、他者が模倣することが可能となり、入札参加者が今後個別の課題に対する提案を考えることで養われる技術力、課題解決力及び競争力が低下するおそれがあり、このことにより、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を目指す総合評価方式の目的が達成できず、県の財産上の利益が損なわれることとなるため、条例第7条第5号ロに該当すると主張している。

当審査会が見分したところ、上記(2)の各構成部分のうち、⑦には、入札参加者から提出された技術提案の具体的な内容及び当該技術提案に対する発注者の具体的な評価の内容が記載されていることが認められる。

入札参加者の技術提案は、発注者が設定した施工上の課題に対して、各入札参加者が、その技術力、開発力、ノウハウ等を駆使して具体的な施工方法や施工上の工夫等を提案するものであり、また、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(平成17年8月26日閣議決定)においても、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容が他者に知られることのないよう留意することが示されている。よって、これを公開することにより、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号イに該当し、かつ、ただし書のいずれにも該当しない。

また、当該技術提案の内容に対する発注者の評価の内容が公開されることにより、技術提案の具体的な評価内容や評価点が得られる具体的な施工方法等が明らかとなり、今後の技術提案において、当該施工方法等に偏重した提案がなされるなど、価格及び品質が総合的に優れた公共工事の契約を行うことを目的とする総合評価落札方式の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条第5号ロに該当する。

次に、上記(2)の各構成部分のうち、①から⑥及び⑧から⑩には、それぞれ以下の内容が記載されていることが認められる。

① 会議の名称

本件非公開文書が使用された会議の名称が記載されている。

② 様式番号

本件非公開文書の様式番号が記載されている。

③ 本件非公開文書の名称及びページ番号

本件非公開決定通知に記載された本件非公開文書の名称とページ番号が記載されている。

④ 対象工事名

本件公開決定で全部公開した公開文書 1 及び公開文書 2 に記載された工事の名称が記載されている。

⑤ 評価配点

技術提案に対する評価が 3 段階評価で配点されることが記載されており、本件公開請求に対する決定時点で全部公開できる入札説明書（以下単に「入札説明書」という。）及び大分県ホームページで公表されている資料に記載された情報である。

⑥ 技術評価における課題

技術評価において発注者が設定した施工上の課題が記載されており、入札説明書及び本件公開決定で全部公開した公開文書 2 に記載された情報である。

⑧ 整理表の名称

整理表の名称として、本件非公開文書の名称の一部が記載されている。

⑨ 審査案件の通し番号

審査案件の管理の都合上付された通し番号が記載されている。

⑩ 会議資料のページ番号

本件非公開文書が使用された会議の資料のページ番号が記載されている。

⑦を除くこれらの記載内容については、いずれも、これを公開することにより、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないことから、同条第 2 号イ及び第 5 号ロに該当しない。

### 3 部分公開の必要性について

条例第 8 条第 1 項は、「非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非公開情報に係る部分を除いた部分について公開しなければならない」と規定している。

実施機関は、弁明書において、審査請求人の請求の趣旨は、入札参加者が提出した技術提案の内容やその評価に関する資料の公開を求めるものであり、技術提案の内容及び技術提案に対する評価を非公開とした場合、一部表題等が記入された罫線しか残らず、分離して公開しても請求の趣旨に沿う情報はなく、分離して公開する必要はないと主張している。

しかし、本件非公開文書に係る非公開情報該当性については上記のとおりであり、

また、条例第7条第2号イ及び第5号ロに該当しない部分の公開が、本件公開請求の趣旨に沿わないとまでいうことはできない。

したがって、別表で掲げるとおり、本件非公開文書について、条例第7条第2号イ及び第5号ロに該当しない部分を公開すべきである。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 5月12日	諮 問
令和4年 6月29日	事案審議（令和4年度第2回審査会）
令和4年 8月31日	事案審議（令和4年度第4回審査会）
令和4年 9月28日	事案審議（令和4年度第5回審査会）
令和4年10月24日	事案審議（令和4年度第6回審査会）
令和4年12月21日	答申決定（令和4年度第7回審査会）

#### 大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	

別表

公文書の名称	公開すべき部分
総合評価技術提案審査資料 評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の名称</li> <li>・ 様式番号</li> <li>・ 本件非公開文書の名称及びページ番号</li> <li>・ 対象工事名</li> <li>・ 評価配点</li> <li>・ 技術評価における課題</li> <li>・ 整理表の名称</li> <li>・ 審査案件の通し番号</li> <li>・ 会議資料のページ番号</li> </ul>